



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会社名 岩崎通信機株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員
西戸 徹
(コード番号 6704 東証第一部)
問合せ先 取締役 執行役員
西村 隆治
TEL 03-5370-5111

単元株式数の変更及び株式の併合並びにこれらに伴う 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月23日開催予定の第108回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合についての議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上を目的として、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を進めており、その期限を平成30年10月1日と定めております。

当社は、上場会社としてこの趣旨を尊重し、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式の併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、変更後においても当社株式の売買単位あたりの価格を証券取引所が望ましいとする水準（5万円以上50万円未満）に維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、株式併合を行うものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数

30,000,000株（併合前 300,000,000株）

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	100,803,447株
併合により減少する株式の数	90,723,103株
併合後の発行済株式総数	10,080,344株

（注）併合により減少する株式の数及び併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合から算出した理論値であります。

⑤併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満所有株主	270名（2.27%）	758株（0.00%）
10株以上所有株主	11,622名（97.73%）	100,802,689株（100.00%）
合計	11,892名（100.00%）	100,803,447株（100.00%）

（注）上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満のみご所有の株主様270名（所有株式数758株）は株主としての地位を失うこととなります。

⑥1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて当社から金銭をお支払いいたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式の併合」に伴い、平成 29 年 10 月 1 日をもって当社定款の一部変更を行うものであります。なお、本変更については会社法第 182 条第 2 項及び第 195 条第 1 項の定めに基づき、株主総会決議を経ずに発効します。

(2) 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
第 6 条【発行可能株式総数】 当社の発行可能株式総数は、 <u>3 億株</u> とする。	第 6 条【発行可能株式総数】 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,000 万株</u> とする。
第 7 条【単元株式数】 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 7 条【単元株式数】 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式の併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

以上

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

単元株式数の変更とは、株主総会の議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とすることです。今回、当社では、10株を1株に併合することを予定しております。

Q 3. 単元株式数の変更及び株式併合の目的は何ですか？

全国証券取引所は、投資家の利便性向上を目的として、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、上場会社としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、変更後においても当社株式の売買単位あたりの価格を証券取引所が望ましいとする水準（5万円以上50万円未満）に維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、株式併合を行うものであります。

Q 4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

特段のお手続きは必要ありません。

Q 5. 株式併合は資産価値へ影響を与えないのですか？

株式併合の前後で会社の資産や資本の状況が変わることはありませんので、株式市況の変動等の他の要因を除けば、各株主様ご所有の当社株式の資産価値に影響はありません。株式併合後においては、株式併合前と比して、株主様ご所有の当社株式数は10分の1となりますが、1株当たりの純資産額は10倍となります。また、株式併合後の株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 6. 所有株式数や議決権数はどうなるのですか？

【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます）になります。なお、株式併合によって1株に満たない端数が生じた場合には、端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。お支払の金額及び手続きについては、平成29年12月に対象の株主様宛にご案内することを予定しております。

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になりますが、併せて単元株式数の変更(1,000株から100株への変更)を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は以下のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	2,500株	2個	250株	2個	なし
例③	672株	0個	67株	0個	0.2株
例④	5株	0個	0株	0個	0.5株

- ・例②及び例③のように単元未満株式(効力発生後においては、例②は50株、例③は67株)をご所有の株主様は、従前と同様、ご希望により単元未満株式買取り制度がご利用いただけます。
- ・例③及び例④のように端数株式(例③は0.2株、例④は0.5株)が発生する株主様におかれましては、その端数の割合に応じて当社から金銭をお支払いいたします。
- ・例④のように、効力発生前の所有株式が10株未満の株主様の場合、株式併合により所有する株式がなくなるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解賜りたく存じます。

Q 7. 受取配当金への影響はありますか？

今回の株式併合により、株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株あたり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合による株主様の受取配当金の総額に影響はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場で売買できない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

以下のとおり予定しております。

平成29年5月15日	取締役会決議日
平成29年6月23日(予定)	定時株主総会決議日
平成29年10月1日(予定)	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成29年12月上旬(予定)	端数株式処分代金のお支払い

(注)上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上